

## ■ 「処遇改善加算手当」の支給明確化

### 1. 職員への配分の定義（自社の取組）

- ①毎年度受領した「処遇改善加算金」は、全額にプラス $\alpha$ を上乗せして支給する。
- ②支給配分は、各級区分に分けて決定する。

#### ア 特Aグループ

要件：介護福祉士資格保有、介護技術が非常に高い、指導力がある  
経営的な見地で職務ができる者

#### ア Aグループ

要件：介護福祉士資格保有、介護技術が全般に高いと認定された者  
介護経験が概ね10年以上で、リーダーシップがあること。  
経営に関しても理解と情熱を持っていること。  
職員教育ができる者  
勤務評価が優秀であること。  
その他、事業所が認めた者

#### イ Bグループ

要件：介護福祉士資格保有、実務者研修修了、旧1・2級ヘルパー資格保有  
介護技術が一定程度あると認定された者  
介護経験が概ね5年以上

#### ウ Cグループ

要件：初任者研修修了、旧1・2級ヘルパー資格保有  
介護経験が5年未満 指示通りの介護ができる者